

「道路及び河川等維持管理統合業務委託」受託者の特定について(公募型プロポーザル方式)

令和 8 (2026) 年 9 月 11 日
栃木県烏山土木事務所

道路及び河川等維持管理統合業務委託、一般国道 2 9 4 号外、那須烏山市外における受託者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により下記のとおり実施しました。

1 特定された受託者

栃木県那須南部建設業協同組合

2 受託者の選定及び特定の方法について

受託者の選定及び特定にあたっては、参加表明書の評価（第 1 次審査）及び業務提案書の評価（第 2 次審査）により実施しました。

審査にあたっては、「道路及び河川等維持管理統合業務委託に係る受託者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）に諮り選定及び特定案を作成し、烏山土木事務所建設工事等請負業者指名選考委員会（以下「指名選考委員会」という。）の審議を経て決定しました。

評価項目・判断基準及び評価のウェイトについては、別表「業務提案書評価表」のとおりです。

選定委員会名簿

	所属・役職等
委員長	烏山土木事務所 次長兼企画調査部長
副委員長	烏山土木事務所 保全部長
委員	県土整備部砂防水資源課 課長補佐
委員	烏山土木事務所 整備部長
委員	烏山土木事務所 企画調査部長補佐兼企画調査課長

3 経過

(1) 公告・説明書配布

令和 8 (2026) 年 6 月 26 日からプロポーザル手続開始の公告及び説明書の配布を行いました。

(2) 参加表明書の提出者について

参加表明書の提出があったのは栃木県那須南部建設業協同組合の 1 者でした。

(3) 業務提案書の提出者の選定について

令和 8 (2026) 年 7 月 13 日の選定委員会にて業務提案書の提出者を選定しました。入札参加資格要件の全てを満たしていることを選定基準とし、令和 8 (2026) 年 7 月 13 日に業務提案書の提出者に選定した旨通知しました。

(4) 業務提案書の提出について

令和 8 (2026) 年 7 月 23 日に選定者から業務提案書が提出されました。

(5) 業務提案書の評価・特定について

令和8(2026)年7月30日に業務提案書の提出者からヒアリングを実施し、その後の選定委員会において評価を行い、栃木県那須南部建設業協同組合を特定する推薦案を作成しました。なお、業務提案書の評価内容については、別表「業務提案書評価表」のとおりです。

その後、指名選考委員会の審議を経て入札参加者を特定し、令和8(2026)年8月7日に特定した旨通知しました。なお、特定理由については、参加資格条件、委託業務に対する取り組み等、業務提案書における課題に対する的確性や実現性が高く、業務遂行に問題ないと判断されたためです。

4 業務委託契約の締結について

令和8(2026)年8月28日に栃木県那須南部建設業協同組合から見積書が提出され、同日付で契約の相手方として決定し、令和8(2026)年9月10日に契約金額171,930,000円で契約を締結しました。

業 務 提 案 書 評 価 表

		評 価 基 準	配分のウエイト		評点
		評価区分			
主任技術者の 業務経歴	過去 15 年間の同種 業務の実績	・ 経験あり	20	20	20.0
		・ 経験なし	0		
事業者の業務 経歴	過去 15 年間の同種 業務の実績	・ 烏山土木事務所管内における同種業務の受注 実績が合わせて2件以上	20	20	20.0
		・ 栃木県内における同種業務の受注実績が合わ せて2件以上	10		
		・ 上記以外	0		
業務の実施方 針及び手法 （特定テーマ に対する提案）	「テーマⅠ」 実施体制、指揮・連 絡系統及び情報収 集・共有に関する提 案	・ 円滑な業務遂行のための実施体制、指揮・連 絡系統及び情報収集・共有の方法について	10	25	6.0
		・ 同時に複数箇所の対応が必要となる場合にお ける実施体制について	10		5.6
		・ 道路除雪や凍結防止剤散布に必要な気象情 報・巡回情報等の的確な把握と、迅速かつ効 率的な実施体制について	5		3.0
	「テーマⅡ」 道路・河川における 緊急作業に関する提 案	・ 現道上の倒木や堤防の欠損等の緊急作業時に おける作業員、資材及び大型重機等の迅速な 配備について	10	20	5.6
		・ 現道上の緊急作業時における迅速な通行安全 確保、通行止め時における迂回誘導に必要な 保安施設等の事前準備について	10		5.6
	「テーマⅢ」 維持補修作業（作業 班）の安全運行、作 業時の安全管理及 び、人材確保、人材 育成に関する提案	・ 夏季における熱中症対策等、作業員の体調管 理について	5	15	3.6
		・ 現道上における作業員の安全確保及び第三者 被害の防止について	5		3.6
		・ 人材確保及び人材育成について	5		2.8
合 計				100	75.8